

たまプラーザ倶楽部 利用料金表（1割負担）

介護老人福祉施設

平成27年8月1日現在

(単位：円)

要介護度	1日の料金内訳				1日の料金	1カ月の料金 (30日の場合)
	介護サービス費 (1割)	利用者 負担段階	食費	居住費		
要介護1	751	第1段階	300	820	1,871	56,112
		第2段階	390	820	1,961	58,812
		第3段階	650	1,310	2,711	81,312
		第4段階	1,500	2,500	4,751	142,512
要介護2	826	第1段階	300	820	1,946	58,360
		第2段階	390	820	2,036	61,060
		第3段階	650	1,310	2,786	83,560
		第4段階	1,500	2,500	4,826	144,760
要介護3	906	第1段階	300	820	2,026	60,778
		第2段階	390	820	2,116	63,478
		第3段階	650	1,310	2,866	85,978
		第4段階	1,500	2,500	4,906	147,178
要介護4	981	第1段階	300	820	2,101	63,026
		第2段階	390	820	2,191	65,726
		第3段階	650	1,310	2,941	88,226
		第4段階	1,500	2,500	4,981	149,426
要介護5	1,056	第1段階	300	820	2,176	65,274
		第2段階	390	820	2,266	67,974
		第3段階	650	1,310	3,016	90,474
		第4段階	1,500	2,500	5,056	151,674

※要件に該当する方には、初期加算（35円/日）・療養食加算（21円/日）等が加算されます。

※入院・外泊時は、介護サービス費（280円/日×1カ月に6日間）及び各利用者負担段階に合わせた居住費をご負担いただきます。

※介護サービス費には、洗濯代・オムツ代が含まれます。

※介護サービス費や食費・居住費は変更になる場合があります。

※医療費・日用品費・理美容代等をご希望に応じ、実費でご負担いただきます。
テレビ等電化製品持込の場合は、電気代相当分をご負担いただく場合があります。

【介護保険制度における「負担限度額認定証」とは】

介護保険施設やショートステイを利用したときの食費と部屋代は原則自己負担になりますが、市民税が非課税の世帯に属する方や生活保護等を受給されている方等は、自己負担額が軽減されます。

「負担限度額認定証」は、この軽減対象であることを証明するもので、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請をいただくと、対象となる方に発行されます。

なお、介護保険制度が改正され、平成27年8月以降有効な認定証の交付を受けるためには、生活保護等を受給されている方を除き、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市民税非課税
- ②本人及び配偶者の預貯金等の資産の額の合計が2,000万円以下
(配偶者がいない場合は本人の額が1,000万円以下)

たまプラーザ倶楽部 利用料金表（2割負担） 介護老人福祉施設

平成27年8月1日現在

(単位：円)

要介護度	1日の料金内訳				1日の料金	1カ月の料金 (30日の場合)
	介護サービス費 (2割)	利用者 負担段階	食費	居住費		
要介護1	1,501	第3段階	650	1,310	3,461	103,824
		第4段階	1,500	2,500	5,501	165,024
要介護2	1,651	第3段階	650	1,310	3,611	108,320
		第4段階	1,500	2,500	5,651	169,520
要介護3	1,812	第3段階	650	1,310	3,772	113,155
		第4段階	1,500	2,500	5,812	174,355
要介護4	1,962	第3段階	650	1,310	3,922	117,651
		第4段階	1,500	2,500	5,962	178,851
要介護5	2,112	第3段階	650	1,310	4,072	122,147
		第4段階	1,500	2,500	6,112	183,347

※要件に該当する方には、初期加算（69円/日）・療養食加算（41円/日）等が加算されます。

※入院・外泊時は、介護サービス費（560円/日×1カ月に6日間）及び各利用者負担段階に合わせた居住費をご負担いただきます。

※介護サービス費には、洗濯代・オムツ代が含まれます。

※介護サービス費や食費・居住費は変更になる場合があります。

※医療費・日用品費・理美容代等をご希望に応じ、実費でご負担いただきます。
テレビ等電化製品持込の場合は、電気代相当分をご負担いただく場合があります。

【介護保険制度における「負担限度額認定証」とは】

介護保険施設やショートステイを利用したときの食費と部屋代は原則自己負担になりますが、市民税が非課税の世帯に属する方や生活保護等を受給されている方等は、自己負担額が軽減されます。

「負担限度額認定証」は、この軽減対象であることを証明するもので、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請をいただくと、対象となる方に発行されます。

なお、介護保険制度が改正され、平成27年8月以降有効な認定証の交付を受けるためには、生活保護等を受給されている方を除き、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市民税非課税
- ②本人及び配偶者の預貯金等の資産の額の合計が2,000万円以下
(配偶者がいない場合は本人の額が1,000万円以下)